

副査
慶應義塾大学法学部教授
法学研究科委員 法学博士
田所 昌幸

吉田真吾君学位請求論文審査報告

一 問題の所在

吉田真吾君の博士学位請求論文「日米同盟の制度化 一九六三—一九七八年」は、一九六三年から七八年の間に、多くの事務レベルの安全保障協議、および自衛隊と米軍の協力枠組みの制度化が進んだ事実を詳細に明らかにし、当該期に国際政治環境が変化したことによって日米両国間に相互不信が高まり、日米関係を揺るがす相互不安が同盟の制度化を促したという理論的分析を提示する。本論文の構成は以下のとおりである。

序 論 問題と視角

第1章 契機としての「パワーの拡散」

第1節 米国の防衛負担分担の要求と二つの事務レベル協議 一九六三—一九六四年

第2節 相互不安の顕在化 一九六四—一九六六年

第3節 軍事協力の萌芽と事務レベル協議の設置 一九六

五―一九六七年

第2章 米軍の軍事プレゼンス縮小と軍事協力の部分的進展

第1節 ニクソン・ドクトリンと日本 一九六八―一九七〇年

第2節 北東アジアにおける米軍プレゼンスの縮小 一九七〇年

第3節 軍事協力の模索 一九七〇―一九七一年

第3章 米中・米ソ「二重のデタント」の影響

第1節 「緊張緩和」と軍事協力の停滞 一九七―一九七三年

第2節 「二重のデタント」をめぐる相互不安 一九七―一九七二年

第3節 二つの事務レベル協議の新設 一九七二―一九七三年

第4章 「ベトナム後のアジア」における軍事バランスの變化

第1節 「ベトナム後のアジア」、米ソ軍事バランス、日米相互不安

第2節 「日米防衛協力のための指針」への道程

第3節 米ソ軍事バランスと「相互補完的」兵力構造の構築

結論

「同盟の制度化」概念は、公式性と平和時の軍事協力とい

う二つの側面で同盟関係を運営する仕組みが整えられることを意味する。一九五一年の旧安保条約「日本国とアメリカ

カ合衆国との間の安全保障条約」の調印から六〇年の改定安保条約「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び

安全保障条約」の締結を経た六〇年代初頭までの時期には、日米同盟の制度化の度合いは極めて低いままだった。これ

に対し、六三年から七八年までの期間には、多くの事務レベルの安全保障協議が新設されるとともに、七八年に策定

された「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」に代表されるように、それまでほとんど手付かずであった自

衛隊と米軍の軍事協力の枠組みが出来上がった。

吉田君は、国際政治理論における「同盟の制度化」概念の基準に照らし合わせた場合、当該期の日米同盟で、六つの領域において制度化が進んだという。第一に日米相互の兵力構造における機能的分化、第二に統合作戦計画や共同演習・訓練を含む共通の防衛政策の策定、第三に基地の共同使用の進展、第四に作戦計画を調整するための軍事協議の新設、第五に自衛隊と米軍の間の公式協議チャンネルの設置、そして第六に事務レベル安全保障協議のチャンネルの新設である。

日米同盟に関する既存の研究には、「ガイドライン」などの個別のトピックを扱う歴史研究が多く、日米同盟の制度化という一貫した趨勢を説明できるものが少ない。そうしたなかでも、日米安全保障関係を全般的に説明しようとする先行研究は、大別して二つのカテゴリーに分けることができる。

第一は、戦後日本の安全保障政策の長期的展開を説明することで、日本が日米同盟を必要とするコンテクストを説明しようとする研究である。これまで、そうした日本の安全保障政策に関する理論的研究は、「経済大国」である日本がなぜ「軍事大国」化しないのかという問いを説明しようとしてきた。たとえば、コンストラクティビストは太平洋戦争での敗戦を経験した日本社会に深く根付いた「反軍事主義規範」を重視する一方で、国内制度論者は日本国憲法第九条や官僚組織の構成などの日本国内の諸制度の役割を強調してきた。しかしながら、吉田君は、日本が「軍事大国」にならないという静態的な問題をいくら論じていても、なぜ日本が日米同盟の制度化に取り組んできたのかという動態的な問いを説明することはできないと論じる。

この点を問題視し、日本の安全保障政策の動態を理論的に説明しようとしたのが、「責任転嫁論」を重視するリア

リストである。彼らは、同盟に関する通説的理論の「脅威の均衡論」の分派である「責任転嫁論」を援用し、同盟国である米国への「責任の転嫁」を行う傾向にある日本は、外的脅威が高揚すると同時に米国がそれに対抗するのに失敗しそうな場合に日米同盟を強化すると論じる。彼らによれば、戦後しばらくの間は微々たる軍事力しか保持しなかった日本が一九七〇年代後半以降、日米同盟における軍事的役割を拡大していった事実は、「責任転嫁論」によって説明できるといふ。しかしながら、吉田君は、「脅威の均衡理論」を応用した「責任転嫁論」の観点からは、米中和解と米ソデタントからなる「二重のデタント」によって、アジアにおける大国間関係が緊張緩和の方向に進み、中ソ両国の脅威が相対的に低下した六〇年代後半から七〇年代初頭の時期にも、日米同盟が着実に制度化していたという事実を説明できない、と指摘する。

一九六〇年代から七〇年代にかけての日米同盟の制度化に関連する先行研究のうちひとつのカテゴリーは、日本の安全保障政策の長期的な展開を扱った歴史研究である。これらの研究は、「自主防衛」と「日米同盟」という分類軸を設定し、日本の政策もしくは政策当局者を「自主防衛」路線と「日米同盟」路線に分類し安全保障政策の展開を整

理する。そして、七〇年代後半に同盟の制度化の一部である日米防衛協力が進展したのは、六〇年代半ばから台頭してきた「自主防衛」路線が七〇年代初頭に衰退し、その後「日米同盟」路線を唱える勢力が有力になったからだと言明する。しかしながら、吉田君は、「自主防衛」路線が優勢だったとされる六〇年代中盤から七〇年代初頭にかけても、日米同盟の制度化が進んでいたことを実証的に明らかにしている。

要するに、既存の理論的研究と歴史研究のいずれも、吉田君が本論文で明らかにする事実、すなわち一九六〇年代から七〇年代にかけて日米同盟の制度化が一貫して進展していたことを十分に説明できないのである。

吉田君は、この問題を明らかにするには、外的脅威や、「自主防衛」路線と「日米同盟」路線の勢力変化とは別の要因を精査する必要があると論ずる。また、以上のような説明力の限界に加えて、いずれの先行研究も、主として日本国の安全保障政策を分析対象としており、日米両国間の相互作用からなる日米同盟の制度化に対して十分な分析を示すことはできない、と指摘する。そこで吉田君は、日米同盟の制度化を検証するにあたり、両国の相互作用を分析対象とするのである。

二 論文の考察と構成

なぜ、一九六〇年代中盤から七〇年代後半にかけて日米同盟の制度化が進んだのか。この問題に対して、吉田君は、当該期に国際環境が変化したことによって日米両国間に相互不信が高まり、相互不安を軽減するために同盟の制度化が行われたという分析を提示する。吉田君の分析のポイントは、以下の三点である。

第一に、一九六〇年代中盤から七〇年代後半にかけて起こった国際環境の変化は、日本の政策当局者の間に、安全を提供する米国の意思と能力の信頼性に関して疑念を引き起こした。戦後日本は、自らを独力で防衛する軍事的手段を喪失し、自国の安全を確保するための手段として、日米安全保障条約に基づく米国による保護を選択した。そのため、日本にとっては、米国の提供する安全の信頼性が低下することは、差し迫った脅威の有無とは無関係に、自国の安全という根本的価値が危機に瀕することを意味した。米国の対日防衛公約に対する不安が戦後初めて浮上し、その後急速に高まっていったのが、六〇年代中盤から七〇年代後半にかけての時期であった。

第二に、米国の政策当局者は、東側陣営寄りの中立化や

独自の核開発など、日本が自立的な外交・安全保障政策に傾斜することを不安視した。第二次世界大戦の勝者として戦後国際秩序の構築に主導的役割を果たし、戦後西側世界をリードする米国にとっては、日本が同盟を通じて米国の安全を提供することは不要であった。代わりに米国政府が日米同盟に求めたのは、米軍基地の自由使用に加えて、日本の自立的な外交・安全保障政策を統御する機能であった。そして、一九六〇年代中盤から七〇年代後半にかけての時期に、日本の自立化を招きうると米国が考える三つの要因が浮上した。すなわち、米国の防衛公約に対する日本の信頼性の低下、日本のナショナル・プライドの高揚、米国の日本に対する防衛負担分担の圧力、である。

第三に、日米両国は、相手の意図や行動に関する不確実性と相互不安を軽減するために、日米同盟の制度化を進展させた。具体的には、政治協議には相手の意図に関する不確実性を低める効果が意識され、軍事協力の深化には、同盟の信頼性を高め、相手の行動を拘束する機能が期待されたのである。

このように吉田君は、一九六〇年代中盤から七〇年代後半にかけて行われた日米同盟の制度化は、日本に安全を提供する米国の能力と意図に対する信頼性に疑念を抱いた日

本政府と、ナショナル・プライドを高揚させる日本が米国に対する信頼感の喪失や米国の対日負担分担の圧力によって自立的な外交・安全保障政策に傾斜するのではないかと懸念した米国政府が、相手の意図や行動に関する不安を軽減しようとしたことから生まれた、という分析を提示するのである。

吉田君は、こうした日米両国の相互不安を生んだのは、当該期における四段階にわたる国際環境の変化であったという議論を展開する。本論文の各章は、それら四段階の国際環境の変化がどのように日米同盟の制度化を促したかを、日米の相互作用を実証的に精査して解明している。

第一章「契機としての『パワースプレッド』」では、一九六〇年代中盤の北東アジアにおける核と経済の「パワースプレッド」が、米国の対日防衛負担分担要求を強める政策プロセスとそれに日本政府が反発する状況が詳細に検証され、中国の核実験を契機として米国による「核の傘」の信憑性と日本の核武装の可能性をめぐって日米両国政府に相互不安が生じた様子が実証的に考察される。その結果日米両国政府は、相互不信と不安を解消するために、同盟の制度化を進めるのである。具体的には、三つの安全保障協議（防衛問題検討会、日米政策企画協議、日米安全保障高級事務レベ

ル協議)が制度化されるとともに、通常兵力面での役割分担や弾道弾迎撃ミサイル(ABM)の日本配備に関する日米協力の構想が具体的に検討された。

第2章「米軍の軍事プレゼンス縮小と軍事協力の部分的進展」は、一九六〇年代終盤から七〇年代初頭にかけて、米国がベトナム戦争から撤退を図りながら軍事プレゼンスの縮小を進めることに対して日本が不安を持ち、逆に米国が「自主防衛論」が高まる日本の軍事的自立の可能性に不信感を持つという相互不安の高まりを明らかにする。そして、その相互不安が原因となつて日米間で軍事協力が構想、実施されたことが実証される。構想に終わった軍事協力は防衛協力と通常兵力における役割分担であり、実施された軍事協力は、空母打撃群の横須賀母港化や在日基地の日米共同使用をはじめとする基地利用に関する協力であった。

第3章「米中・米ソ『二重のデタント』の影響」は、まず一九七一年から翌年にかけて成立した米中和解と米ソデタントの「二重のデタント」が、日本国内の「反軍事主義規範」を高揚させ、その結果米国の軍事プレゼンス縮小に伴って浮上した軍事協力の構想が挫折したことを明らかにする。しかしそのことは、日米両当局者に、日米同盟制度の困難さと同時にその必要性をさらに痛感させることに

なる。その一方で、「二重のデタント」は、前章が考察した日米両国の政策当局者の相互不安を増長させることにもなった。その結果、戦略問題に関する定期協議と安保運用協議会という二つの安全保障協議の設置が促されたことが実証的に描かれる。

第4章「ベトナム後のアジア」における軍事バランスの変化」では、一九七三年から七五年にかけてのベトナム戦争の終結によつて日本国内の「反軍事主義規範」が弱まるとともに、同時期に進行した米国の軍事プレゼンスの縮小とソ連の軍備増強による米ソ間の軍事バランスの変化が、日米両国政府間の相互不安を新たに刺激したことが考察される。とりわけ、日本側の対ソ不信と米国のデタント政策への懐疑が高まり、米国が日本の対米不信がコントロール不能になることを懸念するという日米相互作用のプロセスが、実証的に明らかにされる。そして、その結果実現した「ガイドライン」の策定、兵力構造における役割分担、在日米軍の駐留を財政的に強固なものとする「思いやり予算」の導入をめぐる政策・交渉過程が、詳細に分析される。

三 論文の評価

本論文の先駆性と独創性として、以下の四点を指摘する

ことができる。

第一に、本論文の最大の強みは、斬新な問題設定とそれに対する的確な分析枠組みにある。まず、従来の日米同盟に関する多くの研究が日本と米国の政策を別個に扱う傾向にあったのに対し、本論文は日米両国の相互作用を解き明かしている。とりわけ、日米両国の政策当局者の相互認識に対する国際環境の影響を重視した分析枠組みを提示したことは、日本の外務省と防衛庁、米国の国務省と国防省という、日米両国の政策決定過程内部に踏み込んだ分析を主としながらも、国際政治環境のダイナミックな変化をも考察の射程に入れることを可能とした。

それは、日米同盟に関する従来の歴史研究における分析視角を補う重要な貢献をなすものといえる。上述の通り、従来の歴史研究では、「日米同盟」路線を唱える勢力が日本政府内で有力になることで日米同盟の制度化が進んだという説明がなされる傾向が強かった。だが、このような主体間のせめぎ合いに注目する説明では、制度化を推進した政策当局者がなぜそれを行なう必要を感じていたのかという問題は明らかとならない。これに対し、本論文は、日米両国の相互不安を中心に据えた独創的な分析視角を提示し、日米同盟の制度化に関するより説明力の高い考察を示すこ

とに成功している。

第二に、本論文の分析枠組みは、「同盟の制度化」に関する理論的視角を提示している点で、理論の一般化にも貢献するものである。「同盟の制度化」は日米同盟に限って起きるものではなく、米韓同盟や米豪同盟など、他の非対称二国間同盟にもみられる。たとえば、戦後の米韓同盟の展開においても、朝鮮半島への関与に関する韓国の対米不信と、韓国の自立性が高まることに関する米国の懸念が、結果的に米韓同盟をより緊密にするという現象がみられた。さらにスコープを広げれば、本論文は、米国の非対称二国間同盟から構成される、アジア・太平洋地域における「ハブ・アンド・スポークス」システムのメカニズムを検証するための理論的視角への含意を含んでいると考えられる。

第三に、本研究は、日米両国にまたがって、これまで研究者が手にすることのなかった新たな資料の発掘にも積極的取り組み、外交史研究としても秀でている。米国の外交文書については、国務省が編纂する *Foreign Relations of the United States* シリーズをはじめとする公刊文書に加え、直接米国に何度か資料調査に出かけ、メリーランド州カレッジパークの国立公文書館に所蔵されている国務省文書やニクソン大統領文書、ジョンソン大統領図書館

(テキサス州オースティン)とフォード大統領図書館(ミシガン州アナーバー)が保有する公文書と私文書を渉猟し、これらを丹念に読み込んでいる。

日本の外交文書については、外務省外交史料館や国立公文書館に所蔵されている文書が活用されるとともに、情報公開法に基づき著者が外務省や防衛庁／省に請求し開示された公文書が用いられている。米国側に比べて日本側の公文書の公開が、質と量の両面で遅れているのは否めない。そのため、吉田君は、当事者の回想録や著作、政策研究大学院大学や防衛省防衛研究所によって公開されているオーラル・ヒストリー、政策当局者へのインタビュー、外務省機関紙、防衛庁機関紙、防衛関係雑誌等を用いることで、この不均衡の緩和に努めている。

第四に、新たな資料の発掘と連動し、本研究は多くの新事実の発見に成功している。これまで、日米同盟に関する実証研究は、安保条約の締結や改定など、一九五〇年代から六〇年代初期を中心とするものが多かった。また、数少ない六〇年代以降の日米同盟に関する既存の研究は、日米両国の政策および行動の面での協力を主な分析対象としてきた。それに対し本論文は、冒頭で列挙した六つの側面での日米同盟の制度化が進んでいたことを、日米両国の一次資

料に依拠しながら実証的に解明している。特に、日米の兵力構造における役割分担の進展、米海軍の空母打撃群の横須賀母港化をはじめとする基地をめぐる日米協力の深化、自衛隊と米軍の間で公式の協議チャンネルの設置、そして事務方および制服組を含む種々の安全保障協議の設置過程は、既存研究では、その内実が十分に明らかにはされていなかった。

こうして多くの優れた先駆性と獨創性を有する本論文であるが、若干の問題および残された課題も存在する。

第一に、資料のさらなる収集という課題である。米国の資料に関して、著者は、ジョンソン、ニクソン、フォードという歴代大統領の図書館に直接足を運び、関連外交文書を徹底的に収集している。それは、日本学術振興会特別研究員(DC2)としての採用、松下国際財団研究助成の獲得、慶應義塾大学博士課程学生研究支援プログラムの支援等によって可能となったものである。

しかし、その一方で、フォード政権が退陣した後の一九七七年から七八年の二年間については、公刊の外交文書集のみが論拠になっており、必ずしも体系的な外交文書の収集に成功しているわけではない。財政的支援が途切れたという現実的条件はあったものの、欲をいえば、七七年から

の四年間にわたるカーター政権の公文書や私文書を所蔵するカーター大統領図書館（ジョージア州アトランタ）での調査があるときよかった。

第二に、「同盟の制度化」という政策担当者間の交渉過程に分析対象を絞ったことの裏返しとして、日米同盟のマクロな史的展開において重要な意味を持つ事象が分析の対象外におかれた。たとえば、一九六〇年代後半に合意された沖縄返還や、七〇年の日米安保条約自動延長等である。「同盟の制度化」の意味を日米安全保障関係の全体像の中に位置づけるためには、これらが日米同盟の制度化とどのように関係するのか（あるいはしないのか）を明確にする必要がある。

第三に、日米両国の官僚組織間の相互作用を分析の焦点に据えたことにより、これまでの日米関係史研究において関心を集めてきた政策決定の分析が抜け落ちることになった。本論文の分析では日米両国の官僚機構が中心的な主体となっており、暗黙裡にはあるが、日米の政権の変化が日米同盟の制度化に与えた影響はほとんど無かったものとされている。首相や大統領をはじめとする政治レベルの役割はいかなるものだったのか。政権ごとの政策決定のスタイルの相違は日米同盟の制度化にどのような影響を与えた

のか。果たして、政権の変化は日米同盟の制度化に影響を与えなかったのか。

以上の二点に関して、本論文の分析から推測すれば、吉田君は、「同盟の制度化」には、日米間の政治的事象や政権ごとの相違とは別次元の独自の論理と力学が存在していた、と答えるであろう。それは、本論文が見事に解明したように、日米間にはかなり根源的な相互不信が常に存在し、相互不安が大きくなればなるほど日米の軍事的絆を固める動きが強まるといって、一見逆説的な力学こそが日米同盟の特徴であったからである。すなわち、本論文は、日米両国の客観的政治情勢や、日米関係の全般的状況とはほぼ無関係に、日米両国がお互いを同盟国として必要としているという深い現実を、暗黙裡に浮き彫りにしたといえる。そうだとすると、吉田君が今後より本質的問題として取り組むべきことは、その深い現実の解明につながる研究であるといえるだろう。

第四に、本論文は、「同盟の制度化」が起きたこと自体は見事に説明しているが、日米間の相互不信の関係性が時代背景や政治的諸条件によって変化し得るといふ視点が不在であり、その結果制度化の内実に踏み込んだ分析にまではいたっていない。たとえば、本論文の優れた実証性から

は、日米同盟の制度化が着実に進展していたことが読み取れるが、その変化については分析の光が当てられていない。

もとより、このことは、本論文のスコープを超える問題であるといえる。これまでの戦後日米関係史研究のなかで、本論文が明らかにした「同盟の制度化」自体がほとんど分析の対象となることなく、関連領域を取り上げた従来の研究もそこを十分に説明してこなかったということが、本論文の問題意識であり、したがって本論文の問題設定と分析視角も、「同盟の制度化」自体を説明することを目的としているからである。

ここに指摘した主な問題は、本論文自体に対する直接的な要望というよりは、本研究の先にある次なる研究課題であり、本論文の価値をいささかも損ねるものではない。ただ、今後吉田君には、本研究をさらに発展させる過程で、ここに指摘した課題に真剣に取り組んでいつてもらいたい。以上のとおり、審査員一同は、本博士学位請求論文が斬新な理論的視点と高い実証性を兼ね備えた学術的研究として先駆的かつ独創的であることを認め、博士（法学）（慶應義塾大学）の学位を授与するのに適当と判断する次第である。

二〇一〇年二月一日

主査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 Ph.D.	添谷 芳秀
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 法学博士	赤木 完爾
副査	慶應義塾大学法学部教授 法学研究科委員 博士(法学)	田所 昌幸